

仕 様 書

1 件名

広島市児童館・放課後児童クラブ賠償責任保険業務

2 契約期間

令和7年8月1日午後4時から令和8年8月1日午後4時まで

3 契約者

広島市長

4 責任の対象

各児童館来館者及び各放課後児童クラブ利用児童（対象となる施設は別紙一覧表のとおり）

5 対象となる事故

児童館、放課後児童クラブ及び児童館運営、放課後児童クラブ運営（長期休業中の朝の開設時間の延長に係る運営を含む。）において次のような事故により広島市に法律上の賠償責任が発生した場合等

(1) 施設上の事故

施設や設備の欠陥、管理の不備から起きた事故

(2) 業務上の事故

児童館指導員・放課後児童クラブ指導員の業務上の過失による事故

(3) 食中毒の事故

児童館・放課後児童クラブで給食した飲食物やおやつが原因で児童に発生した中毒

6 支払われる保険金

- (1) 広島市が法律上の賠償責任に基づいて被害者、若しくはその遺族に支払わなければならない損害賠償金
- (2) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬
- (3) けがをした者に対する応急手当、緊急処置などに要した費用
- (4) 施設治療費用（広島市が必要と認めた場合に、過失の有無に関係なく、トラブルの拡大防止・スムーズな事故対応を目的として支払う治療費用等）

7 賠償責任てん補限度額

賠償責任てん補限度額は、次の表のとおりとする。

区分	施設上、業務上の事故	食中毒の事故
身体に障害を与えた場合	1名につき 5,000万円 1事故につき 2億円 年間支払限度額なし	1名につき 5,000万円 1事故につき 2億円 1年間につき 2億円
財物に損害を与えた場合	1事故につき 1,000万円 年間支払限度額なし	1事故につき 1,000万円 1年間につき 1,000万円
弁護士・訴訟費用	原則として上記に関係なく担保する。	
施設治療費用	1名につき 50万円限度 1事故につき 1,000万円限度	

8 その他（特記事項）

- (1) 児童館および放課後児童クラブ施設外での運営中も対象とする。
- (2) 保険会社は、被保険者からの問い合わせ等に常時対応できる体制を取ること。なお、保険会社は、補償に係る事故確認や被害者との示談等について積極的に協力すること。
- (3) 本仕様書に定めのないものについては、被保険者と保険会社が協議の上、決定する。